

「日蓮宗」の宗号をめぐる意識について

——寛政年間岡山藩での論争を中心に——

坂 輪 宣 政

「日蓮宗」という称呼は明治初年に新居日薩らを中心とした当時の宗門当局によって、明治新政府のもと改称され、現在にいたっている。この「日蓮宗」という呼称は中世より用いられたが、中世では「日蓮党」の呼称と同様、しばしば否定的なニュアンスが籠められたようで、宗門側から忌避・反感した様子も見受けられる。また法華宗の宗号は比叡山との軋轢のもととなった。本稿では、本能寺に所蔵される文書を中心に、寛政年間に岡山藩で、藩と宗門寺院の間で起こった「法華宗」と「日蓮宗」の呼称をめぐる一連のやりとりを通じて、当時の宗号観念の一端を検証する。

事件の発端は岡山藩からの通達であった。寛政八年に岡山藩の寺社御役所より呼び出しがあり、出頭した藩内の日蓮宗諸寺の代表に対し、藩から通達があった。後に在京の本山本能寺へ末寺から出した報告の書状では「去る八月切支丹御改に付き、津高郡・和気郡・磐梨郡同宗の寺院、例年の通り宗門書上相い認め差し出し候節、今年迄法々宗と書き来たり候

処、明年より日蓮宗と相い改め、向後法華宗と書上致すまじくとの御事に御座候。」となっている。つまり、従来は「法華宗」であった呼称を今年からは「日蓮宗」と変更せよ、今後公式文書には「法華宗」と記してはいけない、とのものであった。代表達は即答せずに退出し、門流を越えて藩内の末寺中で合議をしたが、結局、岡山藩中の末寺はこの通達にたいし、本山へは連絡をせずに藩内寺院のみで対処することにした。その方策は藩への愁訴・嘆願であった。この報告によると、当初は領内の「一宗門の寺院評談仕り」法華宗の号が前來通り通用するように「御歎き申し上げ候事、平和に致したく存じ、蓮昌寺・正福寺御国中一宗門の惣代として御内意申し上ぐるに相い決し、去る九月十八日に両寺御会所え罷り出で、御内意申し上げ候処」と蓮昌寺・正福寺が総代として内々に願出ている。この時点では、門流という縦の関係によらず、藩内という地域内の評議で解決が図られている。これは、岡山藩の宗教政策にも影響された面があると思われる。

岡山藩は寛文年間の池田光政の破仏以来、佛教特に日蓮宗に好意的でなかった。中世以来の在地社会に根付いて継承された備前法華と近世になってから移封してきた藩との軋轢に由来する部分があったのであろう。そして、藩が他の地域に比べて独自性の強い方針をとるのに対応する形で、藩内の宗門寺院も藩の領域内で連合して対策をとるようになっていたのではないかと推測される。しかし、嘆願にもかかわらず藩の姿勢は変わらず、寺社方から「先達て申し候通り、日蓮宗一号に相い決し申さるべきの由、嚴重に仰せ渡され」代表の両寺は恐れ入って引き下がることとなった。

末寺で事態を打開することのできないまま時が経過し、後に京の本山方にも風聞が達することとなる。本山の一つの本能寺では、この問題に対し本能寺の末寺中へ宛てた書状で「宗号の儀は、末寺共如何心得罷り在り候哉、実是一宗の大事、宗旨の家銘輕からざる事に候」と、宗号は一宗の大事であるとの認識を示し、これほどの重要な問題を末寺のみで対処しようとしたことに不満を示している。以下しばらく本能寺文書を見ると「誠に宗号の儀は、宗門の元祖宗旨を開き、法を弘る本源の家銘、一宗門の門家相統の惣名ニ御座候」・「当宗号の正統は法花宗と相い用い、日蓮宗と申す儀、正意の宗号には用いず候」・「勅許の宗号は法華宗の一名に相い限り、寛永の御上意は一天下の法華宗と嚴命を蒙り奉る」など

「日蓮宗」の宗号をめぐる意識について（坂輪）

と宗号を重視していることを再三にわたって述べている。法華宗の名称は、仏法そのものの觀念を体现するものとして認識されていたために、その変更は単なる名義の問題ではなく、実体に関わる問題と認識され重視していた様子がわかる。また、この書状には「法華宗」が正統であると主張する論拠を具体的に列挙している。①日蓮聖人に「妙宗弘通」を認める鎌倉執権の御教書が下された②日像に法華宗宗号の論旨が下され、妙顕寺が勅願寺となった③本圀寺日静が論旨をうけ本圀寺が勅願寺となった④応永・天文・慶長の三度の宗号論争で以上の証拠により、法華宗の宗号が公認された⑤元禄年中、久遠寺が東山院より「日蓮法華宗」との論旨をうけた⑥寛永年中の不受不施裁許の際に、將軍家より仰せ渡された条目に「二天下之法華宗」という文言がある⑦従来も、江戸公儀へ法華宗の名で年々書出を済ませている⑧近くは寛政二年の宗門人別御改でも諸国一統に法華宗を用いている⑨宗門の者が日蓮宗を用いるのは「日蓮法華宗」の略称として用いるのであるから正式のものではない、等々である。なかには①のように史実ではないものもあるが、種々の論拠を挙げ、法華宗の宗号が私的なものではなく、朝廷や幕府により公認されていることに重点を置いて力説している。日蓮聖人の教えを継承する者としては法華の名を冠した自称をしたいと考えることはごく自然であろう。ただ、この論争の中で示された「法華

宗」の宗名の根拠からは、朝廷・幕府というこの国の「公的機関」により、自らの教団の存在が認知されてきたので、その名が奪われることはありえない、という論理構造になっている。このことは近世の秩序の中では当然といえど当然であるが、備前を中心地の一つとしてきた近世初期の不受不施と考えあわせると興味深い。さらに、同書状には「誠に宗号の儀は一宗の綱領、門家相統の惣名に御座候」・「右法華宗号通用相止まり候時は、宗旨の家銘断絶の筋合ニも相成り」・「進

するに至り、可能な限り穩便に愁訴・嘆願する事を勧めたのであるう。

んでは勅語・御上意に違背し奉り、退ては宗意を失い、先哲之薫功を蔑如する事眼前也」とも述べられ、宗号の変更は「勅語・御上意」にも違背し、先哲の法功を無にするものであるから、なんとしても「日蓮宗」の呼称は撤回させるべきである、と末寺を鼓舞している。しかしながら、實際の方途としては、以前の末寺中と同様に愁訴を指示している。書状によると「当地の役人が一旦言い出したことに背いては末寺の面々が迷惑」であろうとして「平地に波を起こし、騒動致し候儀、末寺共無用たるべく、只幾重にも有り来たり候様に愁訴悲歎の趣申し立て、御国恩大切に存ぜられ、其の御地御役人中へ願書指し出され候て然るべき由」指示をしたのである。御国恩Ⅱ寺をたておいてもらっている藩の恩を大切にしたい。これは最も平凡な対応である。本山でも在地の実情を察

だが、再度の嘆願にもかかわらず、藩の意思は固く、当地の住僧は板ばさみのような立場となった。「御国命に相背き申し候はば、御国恩亡失の罪過」「本山より宗意粗略ニ存ずように相咎め候時は、法華一宗の僧中の交わり成し難く」「進んでは御国恩亡失の罪、退ては宗儀本山違背の咎にて御座候」と、藩の領内の寺院としては藩命に背くわけにはいかず、かといって宗号の変更を甘受すれば本山や宗中に顔向けができない、という難儀な状況となつて悩むこととなった。藩からの宗号変更の達を、末寺中が最初は各本山へ連絡せずに、「御地の諸寺院如何相心得候哉、是まで諸山へ相窺い候事も之無きの段、甚だ不審の至りに候」と後に本山から批判されたのも、末寺中が当初から藩の強硬な姿勢を看取し、このような状況を予見したためでもあるう。

結局、在地末寺の願い出が不成功におわつた結果、各門流の上部機構での動きが活発化していった。本能寺書状では「諸寺愁訴之儀届きえず候えば、終に一宗門の騒動にも成るべき行義にて諸山一統、悲歎此事に候」と宗号の問題は重要なので、愁訴が退けられたうえは一宗全体の問題として対応するとの見通しが示され、「是れ又た吾宗の暇候に候間、然る上は是非に及ばず十六本山会合の上、何分致すべき様有る

る上は是非に及ばず十六本山会合の上、何分致すべき様有る

べき事か候」と、具体的には京都十六本山の会合組織での評議によって幕府への上訴などの強硬な対策をとるであろうとしている。この事件も結局は、江戸での幕府への訴訟をも示唆した宗門側に藩が譲歩する形で決着するのであるが、途中の経過を見れば、藩の強硬な姿勢が目立っていた。この時期に藩が正式な通告として末寺中に示した意図や背景については後に考察したいと考えている。

但し一言付記すれば、実際にはこの以前から、日蓮宗の名称は藩の文書で頻繁に用いられてきている。また、この事件の後にも逆に法華宗の名を用いた藩の文書もしばしばあるのである。実例を挙げれば「大崎屋敷宗門御改」と題する一冊の書が池田文庫に所蔵されている。岡山藩の江戸下屋敷に勤務する侍の宗門改の記録であるが、宗旨に「日蓮宗」と記す者と少数ながら「法華宗」と記す者が混在している。しかも、その表記は、この寛政八年の事件の前後を比べても変化がないのである。そして、もう一つ興味深いのは、法華宗と記すのは二、三の特定の寺院の檀家である、ということである。宗門改の内容は各個人から藩に提出されたものであり、法華宗と記された者は、提出時に自らそう記したからであろう。これは、その菩提寺の指導に因っていたと考えるのが自然であろう。藩の文書中における実情としては「日蓮宗」の呼称がやや優勢であり迎合するものも多かったが、その風潮にあ

えて抗する人々もいたのではないかと推測される。

以上述べてきた一連の文書の内容から、当時の宗門内では「法華宗」の名称を、継承されてきた法理の正統性の象徴と教団存在が公的に認定された証としての二つの意味から、重要視していた様子が明確に看取される。そして、逆に「日蓮宗」には拒絶反応があったこともわかる。但し、その一因として、ここでは明確に顕れなかったが、しばしば用いられた「日蓮の私儀の法門」というニュアンスへの抵抗もあったのではないかと考える。また、このような「蔑称」を強要することが、藩の名称変更命令の意図の一つであったとも考えられる。現在ではあまり気にもされない「日蓮宗」の名称であるが、当時の社会状況では大変重視され、このような問題となったこともあったのである。なお、近世において「日蓮宗」は一般的にはかなり用いられた呼称で、自称する宗門僧もいた。この点はさらに後考を期したい。(注記略)

〈キーワード〉 日蓮宗、法華宗、岡山藩

(立正大学日蓮教学研究員)

it is recorded that concerning the choice of the pilgrimage temples and the way of numbering the temples he inevitably followed the suggestion of Ōsaka-kō. Ōsaka-kō was a group of pilgrims and their leader was a merchant from Ōsaka. Ōsaka-kō donated pictures of St. Hōnen and pilgrim songs to the temple, published books of pilgrim songs and erected many memorial stones and signposts. In this way, Ōsaka-kō contributed to the establishment of the twenty-five historical holy places of St. Hōnen's activities and to the development of this pilgrimage.

147. Consciousness of the Sect Name in Nichiren Buddhism: A dispute in Okayama.

Senshō SAKAWA

In the eighth year of Kansei (1896) occurred an incident between the Okayama clan and Nichiren sect temples concerning the name of the sect. The Okayama clan tried to forbid the use of the name Hokeshū as the sect's official name. However, in the face of the objection of Nichiren sect, they gave up their efforts. The Nichiren temple of those days considered the appellation Hokeshū to be extremely important.

148. Kiyozawa Manshi's *Genzai-anjū* (Peaceful Settlement in the Present Time): Consideration of its aspect of time

Yūsetsu NISHIMOTO

The purpose of this study is to clarify the aspect of time in Kiyozawa Manshi's *Genzai-anjū*. In the early part of my study, I refer to the criticism of Soga Ryōjin against Kiyozawa's *Seishin-shugi* (Spiritual Activism). The main point of the criticism by Soga, in short, is the lack of the practice of compassion and the norm of conduct for the future in Kiyozawa's *Genzai-anjū*.

In the second part of this paper, I consider "*Seishinshugi-to-sanze*" as Kiyozawa's reply to the criticism of Soga. Kiyozawa responds to this criticism,